

甲第 27 號 證

八社(回答会社に対して一九〇%)、「一括回答方式」三二社(同七三・八%)、「その他方式」三社(同七・一%)。

(五月総会の会社別概況、株主宛送付書類等の詳細は「資料版」商事法務「六月号参照」) 大蔵省、SECとの第二期定期協議開く

不正取引の情報交換を推進 大蔵省証券局は、五月二三日米國証券取引委員会(SEC)と第一期定期協議を行った。日米兩國の証券市場の規制を担当する行政当局が会合をもつことは初めてのことである。

今回の協議の背景には、日米兩國の証券市場における相手国の株式および公社債の取引が増加していることがある。現在ニューヨーク証券取引所には日本企業が八社上場されており、その売買高は八五年中で六億三、三八七万株である。これは、当該株式の東京市場における売買高一七億八五〇万株の三七・一%に相当する。一方、東京証券取引所には米國企業一五社が上場されており、その売買高は八五年中で五、〇七六万株であり、同取引所における八五年中の上場外國株式売買高一億三、一四二万株の三八・六%を占め

ている。

また、兩國の証券市場自体もその株式、公社債の売買高において世界の三大市場であり、それぞれ市場への外國人投資家の参加も進んでいることを見れば、兩國間の十分な意思疎通による市場監視の必要性は高まってきていると考えられる。SECは従来から國際的な二四時間取引に備えた規制体制を整えるため、二國間協定の取決めに努めてきた。例えば、カナダのケベック州、オンタリオ州の監督当局とは昨年、協力のための非公式な協定を結び、また、フランスとの間でも現在協議中であるといわれている。

さらに、日米兩國は銀行業証券業の分離体制という同種の法体系の下で、規制方法も類似していることもあり、SECが意見交換・情報提供を行いやすい環境にあることも指摘される。今後、兩國の証券取引における機械化の進展等に伴い、兩國の証券市場の交流は将来ますます緊密になることが予想され、

國境を越えた不正取引を防止し、國際証券市場の秩序を維持する上で兩國間で監視・検査情報を円滑に交換し、相互の理解を深めることは重要となつてきている。

今回の協議においては、不正取引に関する情報交換を行うことと合意に達し、監視・検査情報をケース・バイ・ケースで容易に要求できるようになったことになる。今回の協議ではそのほか、デリストロージャー制度や投資信託の販売に係る問題等も併せて議論された。なお、SECとの定期協議は原則として年一回開催することとなった。また、証券局は英國の貿易産業省とも同種の情報交換を行う意向であるとみられる。

▽情報交換に関する米國証券取引委員会と日本國大蔵省証券局との間の覚書(仮訳)

「日本國大蔵省証券局(以下「証券局」という)と米國証券取引委員会とは、國際証券市場の秩序を損なうような者を公表し、告発することは全ての國の利益に最もかなうものであると考へる。兩当局は、証券市場の國際化の進展によつて一方の國の証券が他方の國において相當取引されるようになっていくことを認識している。例えば、現在、ニューヨーク証券取引所には八銘柄の日本株が上場されており、この数はカナダ以外のいかなる國よりも多い。また、一八銘柄の日本株がNASD A Qに登録されている。更に、東

京証券取引所には、一五銘柄のアメリカ株が上場されている。兩当局は、日本の証券市場の相互交流が今後とも進展し続けるものと考え、兩國は、この傾向は望ましく、促進されるべきものであることを確信する。

しかし、兩國の証券市場の相互交流が進展するにつれ、兩國政府がその証券法を執行する責任を果たすにあたり、兩当局間で監視・検査情報交換するための確立した手続が存することがますます重要になってきていると考えられる。これは、兩國における投資家保護を増進するとともに、証券会社および証券関係業者に対する十分な監督を確保し、また、不正証券取引を防止することに必ずや資するであろう。

このような理由から、証券局と証券取引委員会は、それぞれが監視・検査情報を容易に要求できるようにすることに合意する。(略)証券局と証券取引委員会とは、より一層の緊密かつ建設的な関係を樹立することを目指し、必要または適當と考へられる場合には、監視・検査情報交換のための追加的な手続について誠実に協議することに合意する。」

とが

▼一頓独自の経営哲学論、やや短絡的とも思える日本論など結構論壇を賑わしたが、日本の経営の良さが諸外國から注目されたため弾みがついたのであろうか。▼ところで、今問題となっている商法改正のあり方やデリストロージャーの改善策に対する経済界の反応でも、企業の自主性に委ね法規制は最小限にすべきだとの声も聞かれる。國際競争力や企業活力の維持のためには自主規制で充分だとの指摘も肯けな

いことはないが、果たしてそれだけで将来の企業経営がうまく運営されることになるのか、という問題では日本の経営論を超えた國際的な制度上の比較等を踏まえた慎重な対応が望まれるところである。▼さて、本号では社債発行限度規制の緩和問題について「社債発行限度問題小委員会」の小委員長を務められた鴻先生によるご論稿をいただいた。社債発行限度規制については追加改正関係事項として試案に盛り込まれているが、従来から規制の緩和・撤廃の必要性が産業界から要望されてきた経緯があり、今後、社債法全面見直しとの関係を含めて社債権者の保護の観点から如何なる解決がなされるのか注目される。(G)